

スラング交じりの証人質問模擬法廷における通訳の影響

～ポライトネス論から見た社会語用論的談話分析～

中村 幸子

(愛知学院大学)

The legal discourse analysis team of the community interpreting SIG of JAIS conducted a mock trial on September 22, 2007 at the JAIS Annual Convention. The scenario included abundant slang and foul expressions spoken by the victim's group in an injury case. The post-trial analysis revealed that interpreters' intervention gave a grave impact on impression of mock lay judges. There were not only omissions and editing (semantic errors), but also interpreters' own interjections; i.e. fillers showing their own hedging and hesitation (pragmatic errors) in interpreters' renditions. Both semantic and pragmatic equivalences were not maintained in the interpreted version. As a result of this, mock judges had an impression favouring the victim. Interpreters functioned as a cushion, absorbing impacts of vulgar expressions of the original speech that otherwise might have been placed upon the mock judges directly. Concerning the interpreting skills of these interpreters, one of them has some actual interpreting experiences, having completed a conference interpreting course at a professional training school, and the other has received an interpreting training both at undergraduate and graduate levels. I cannot, therefore, necessarily conclude that the errors were caused by their insufficient interpreting skills. Then, what are the factors affecting interpreters' performances? In answering to this question, a socio-pragma-linguistic model of politeness theory is referred.

序論

法廷談話のような高度に制度化されたコンテキストでは、通常の日常会話と異なり、Grice (1989) の協調の原則 (Cooperative Principle: CP) が成立しないと言われている。例えば、Yule (1996) は「法廷ではすでにわかっていることについて尋問がなされるといふ点で質の公理 (maxim of quality) が破られているため CP があてはまらない」

NAKAMURA Sachiko, "Impacts of Interpreters on Mock Judges - A Discourse Analysis viewed from a Socio-pragma-linguistic Model of Politeness Theory." *Interpreting and Translation Studies*, pages 97-111. No.8, 2008 © by the Japan Association for Interpreting and Translation Studies

(p.39) としている。Stubbs (1996) も法廷をはじめとする何らかの決定を下すことを目的とするような交渉や尋問のような場ではCPは必ずしもあてはまらない (p.102-3) と述べている。このため、法廷相互行為を社会語用論のモデルを用いて分析した談話研究はほとんどされてこなかった¹。一方で、Hale (1999) は法廷通訳者が談話指標 (discourse marker) をどのように扱うかなどの語用論的側面に着目した研究の中で、通訳人が直面する法廷での困難は法律の専門用語ではなく、いかに語用論的な等価性を維持するかであるとしている。すなわち、発語内の力 (illocutionary force) を一致させることやポライトネスやレジスターの等価性を維持することの方が圧倒的に困難であると述べているのである (p.57)。確かに、法廷参加者のうち裁判官、検察官、弁護人は法律の専門家である一方、被告人、証人、そしてまもなく導入される裁判員裁判においては、裁判員も一般市民である。事実、今回の模擬法廷では法律の専門用語はひとつも出てこない。証人も一般市民であり、専門用語などは使われておらず、その発話は一般の言語使用に近い。

本稿では、模擬証人尋問における通訳人の訳出パフォーマンスに焦点を当て、正確性が十分に担保されなかったスラング交じりの発話部分の訳出について検討する。筆者はそのエラーが通訳者の通訳スキルの不足というよりは、社会的存在としての人間の必然的な行為の結果ではないかと考える。この点を語用論の社会言語学的視座であるポライトネスモデル (Brown & Levinson, 1987) から考察する。ポライトネスは一般的な意味では「丁寧さ」「礼儀正しさ」と解釈されるが、社会言語学的には社会的相互行為における対人的配慮表現と捕らえる。本稿ではポライトネスと呼ぶことにする。

外国人証人尋問の場面で、スラングのような非正規の発話や卑語などをありのまま訳すことは、通訳者のフェイス侵害行為 (Face Threatening Act: FTA) (Goffman, 1972)² になるため、通訳者は、法廷の場で他者に受け入れられたい、自らの顔をつぶしたくないという対人配慮のポライトネス方略が働き、FTAを回避し、ほのめかしや弱化といったオフ・レコード方略 (off-record strategy) を取るのではないかとと思われる。

1. 研究の設定、目的と方法

コミュニティ通訳分科会の言語分析チームは模擬裁判のためのシナリオを作成し、それを使って通訳が裁判員の心証形成や法廷審理にどのような影響を及ぼすかを検証することにした。今回は、外国人による証人尋問の場面に焦点を当て、通訳者にとって最も訳しにくいとされるスラング交じりの発話を含むシナリオを作成した。

1.1 スラング表現の訳出について

スラング表現の訳出について、Gaiba (1998:107) はニュルンベルク裁判において女性の通訳者がスラング交じりの証言を訳することができなかったため、交代を命じられたという実例を挙げている³。つまり、スラング表現をありのままに再現しないような訳し方は証人の人格を正確に伝えていない、という判断がされたのである。また、

アメリカの連邦法廷通訳認定試験の中でも、「口答試験の最大の特徴は、いかにオリジナルのスタイルや調子を保ったまま通訳できるかという点が試されることになる。つまり、高度に専門的で形式的なスタイルと、スラングが多用されるいわゆる低所得層の人々が証言するスタイルの両方を訳し分ける技量がテストされるのである」(水野, 1995: 103) と、スラング表現をありのままに訳出する能力が求められていることがわかる。このようにスラング表現の訳出能力は法廷通訳人の要件の一つと考えられることから、本模擬法廷では通訳人がそれらにどのように対処するかを分析上の重要なポイントとして取り上げた。

1.2 通訳者の適格性

本模擬法廷では、実際の法廷で起こりうる状況を設定している。本模擬法廷で通訳人を務めた通訳者 A、B は共に法廷通訳を専門としているわけではないものの、双方ともプロ通訳者の指導の下で訓練を受けており、仮に法廷通訳人に応募すれば採用されることが十分考えられる状況にある。例えば、通訳者 A は会議通訳者養成校で通算 3 年半の同時通訳も含めた訓練を経てプロ通訳者となり 10 年余りのキャリアを有している。もう 1 名は高校時代に米国での 1 年間の交換留学を経て日本の大学で通訳理論と逐次・同時通訳の訓練を受けている。さらに大学院でも逐次・同時通訳の訓練を続け、修士課程在籍中に実習として講演会等での同時通訳を担当している。実際の法廷通訳人採用の実情⁴に照らし合わせても、この 2 名が能力と経験という点でさほど適格性を欠くとは言えず、本模擬法廷の通訳人として妥当であると判断した。

1.3 シナリオとパイロットリサーチ

シナリオの全文は本誌 312-314 ページを参照のこと。模擬法廷の実施に先立って、パイロットリサーチとして、通訳スクールの成人受講生を中心とした被験者 31 名に筆記逐次通訳をしてもらい、その通訳を分析した。実際の模擬法廷では、最初に事件の背景説明がなされ、2 名の通訳人がそれぞれ同じシナリオに基づく証人尋問の通訳にあたった。参加者、状況は以下の通りである。

1.4 模擬法廷

日時：2007 年 9 月 22 日（土）

場の設定：第 9 回日本通訳学会年次大会での「コミュニティ通訳分科会セッション」
大阪大学中之島センター法廷教室にて

参加者⁵：裁判長、裁判員 6 名、検察官、被告人、証人、書記官、通訳人（男女各 1 名）

模擬法廷は、同じシナリオを用いて 2 名の通訳者 (A, B) を介して合計 2 回行った。開始前に裁判長役を務めた分析チームのリーダーが事件のあらましについての説明を A, B を含めた出席者全員に対して行った後、B は法廷外に出た。1 回目の法廷が A

の通訳を介して行われた後、通訳人のみが交代し2回目の模擬法廷を行った。2回目終了後、裁判員に対して通訳を通した証言から得た印象についてのインタビューを行った。さらに、証言の信憑性、証人に対する印象、有罪か無罪かに関するアンケート（全文は文末の添付資料を参照のこと）に記入してもらった。それらと、模擬裁判の記録（DVD、CDの画像・音声データおよびそのトランスクリプト）、被告人・証人のコメント、通訳人へのインタビューとアンケート、パイロットリサーチで得られたデータなどを使用して、言語学的な分析を行った。通訳エラーに着目して、エラーが多かった箇所についてどのような要素が作用して誤訳につながったのか、その結果どのような影響が生じたのか、あるいは生じる可能性があるのかを論じる。

2. エラーの分布・種類

エラーは意味論的エラーと語用論的エラーに大別される。ここで興味深いのは、エラーは全体に散見されるも、スラング部分、状況説明部分では脱落、省略、編集などの意味論的エラーが多く見られた点である。特にスラング部分に関しては、その他の部分では比較的スムーズに訳が進行しているのにもかかわらず、通訳人の逡巡を表す「えー、あのう、その」などのフィラーや苦笑の混じった息、通訳人と証人の間の直接の聞きなおしなどの行為、すなわちパラ言語面のエラーや語用論上のエラーも同時に見られた。そのような状況が端的に現れた箇所を例1、例2にあげる。このように検察官の質問が契機となって証人が受け答えをするという単位を本稿ではコミュニケーション・イベント (Saville-Troike, 1994)⁶ と呼ぶことにする。取りあげたのは模擬裁判の前半で酒場での出来事を証人ダイブの口から証言させている場面である。紙の上でもできるだけ忠実にプロソディを再現するために、以下のようなトランスクリプション・コンベンション⁷を使用する。

トランスクリプション・コンベンション

(.)	わずかなポーズ
(.3), (2.6)	長めのポーズ () 内は秒数
↑word, ↓word	ピッチの上昇、下降
.h, hh, hhh	息の吸い込み、吐き出し
.H, HH, HHH	強い息の吸い込み、吐き出し
\$word\$	「笑い声」が混じった発話
@word@	声色を使う
<u>word</u>	強めに発音された語
WORD	特に強く発音された語
°word°	小声
wor-	鋭いカット
word:	発話の延ばし

(words) 不明瞭のため推測
>word word< 早い発話

3. エラー分析

例 1 通訳人 A (女性)

- 1 Yeah, (.5) well, the person yelling (.) sounded kinda drunk (1.5) and uh,
2 he got right in Dave's face (.) and he said something like, (.5)
3 @“You asshole, son-of-a-bitch! @
4 @I'm gonna kick the SHIT outa you! @
5 @ I'll show you: (.) I'm gonna break your fuckin' neck!” @
6 (.5) Then he held up a chair and tried to throw it at him.
JA1 °えー°、ちょっと、その、相手のか- (.5) °あのう°方が酔っていたような感じで、
JA2 え、デイクに向かって:、えー、かなりたてていたんですけど (.h)、
JA3 えー (1.5)、えー、@オマエ@、えー (2.5)、@馬鹿野郎@、
JA4 えー、え、 H \$ °>(ごめんなさい) <°\$ (1.5)、
JA5 えーと\$H\$、 (1.5)、えーH、 (1.5)え、ま、
JA6 @やっつけてやる@というような (.3) ことを、いいました。

J1 で「相手の方」という訳から日本語訳では原発言にはない丁寧さがでていることがわかる。2 の *got right in Dave's face* の訳が JA2 では「デイクに向かって」となっているが、*get right in one's face* は「相手の顔に自分の顔を近づけて睨み付ける」(『リーダーズ・プラス英和辞典』 2005 ; 口語表現ではあるがスラングではない) という意味であり、証人は、被害者が「デイクの顔に自分の顔を近づけて挑発的に罵った」と言いたかったわけだが、「向かって」という訳からは、目の前で罵られたのではなくある程度の距離からかなりたてた、というニュアンスとなって、緊迫感が弱体化された印象を生んでいる。3 から 5 行目の、かなりたてた内容を見ると、“ass hole,” “son-of-a-bitch,” “SHIT,” “break your fuckin' neck” と少なくとも 4 つのスラング表現が立て続けに出てくる。しかし通訳人は JA3 で「オマエ」、「馬鹿野郎」と訳出したのみでスラングすべてを訳しておらず、各スラング部分の「挑発の度合い」すなわち Austin (1975) の発語内の力 (illocutionary force) が通訳例の中では十分に表されているとはいえない。このスラング部分はどの程度の激しい言葉で被告人が罵られたていたのかを判断する意味で極めて重要な部分といえる。なぜならその度合いは被告の動機を構成する要件の一つと考えられるからである。

JA3 から JA6 でわかるように通訳人は証人が表そうとした被害者の声色 (@で挟まれた部分) の再現に努めている様子うかがえるものの、フィラー「えー」が繰り返され、あからさまに訳出することへのためらいが表れている。同時に、苦笑交じり (\$)

の短い息の吐き出し (H) が現れる。これらのフィラーや呼吸音は原発言には入っておらず、明らかに証人のものではなく通訳人自身のものである。

立て続けに言われている罵りが全部訳されていないということは、相手を挑発して精神的にダメージを与えようとする話者すなわち罵り言葉を発した被害者の意図や発話の効果が十分発揮されないことになる。英語では、畳み掛けるように罵っているのに日本語では「えー」というフィラーすなわちためらい表現であるヘッジングや苦笑やポーズが挟み込まれて発語内の力が弱められている上に、罵り言葉自体もすべて訳されていないという二重の弱化が起きている。Hale (1999) はこのような状況を通訳人が盾のような役目を果たし自己判断のフィルターをかけている (p.65) と評している。

同じ部分をもう一人の通訳人の例2 (通訳人 B) で見てみる。

例2 通訳人 B (男性)

- JB1 え (.), その男は酔っ払ってるように見えました。
JB2 え (.), それからダイブに向かって
JB3 汚い言葉、え (.3)、くそやろう、とか、えー (1.0)、え、馬鹿野郎とか
JB4 そういう言葉を投げかけました。
JB5 で、最後に、(1.0) えー、それからまた、殴りかかり-ろうとしたんです。
JB6 そして最後に椅子を投げようと思いました。

同じ部分で通訳人 B の訳は、CD 音声からもあまり言い淀みがなく、A よりもスムーズな通訳フローが確保されていることがわかる。しかし、B もまたスラング表現をすべては訳さず、JB3 で「汚いことば」とひとまとめにしており、JB4 では「そういう言葉」とまとめて編集している。通訳人 A の例と同様、緊迫感の弱化、スラングの編集による全体の発語内の力が弱化する傾向がうかがわれる。通訳人本人も、裁判後のインタビューで、「スラングについて、“asshole”とか、“son of a bitch”など3つ位あったが、区別して訳そうとしても同じ訳になってしまうのでひっくるめて『くそ野郎』と訳した。(略) 特に訳し分ける必要がないと思ったのでまとめてしまった。『のような汚いことばをいわれ』と説明的な言葉を足した」と述べ、迷った末に、自分の判断で情報を編集して訳出したことがうかがわれる。さらに B の訳出には被害者の声色は全く再現されていない。男女差という面では、A、B ともに同じ箇所と同じような編集を行ったのであり、スラングへの対応については明確な差は見えなかった⁸。

このことにより、実際に裁判員の印象に影響が及んでいる。例えば、模擬裁判後の感想としてある裁判員は、「スラングは2人とも丁寧語で通された感じがして、特にスラングがひどいから文化レベルがあまり高くないというようなイメージにはつながらなかった」と述べ、「被告人がわざと刺したと思うか」という問いには、6名中4名が「いいえ」と答えている。また、「被害者についてどう思うか」の問いに対して、「たまたまその場にいて刺されて運が悪い」が2名、「ひどいことを言ったりしたが、刺さ

れるほどのことはしなかったので気の毒」が2名で「ひどいことを言ったりやったりしたので刺されても仕方がない」と答えたのは1名にとどまった。つまり、6名中4名が被害者に有利な印象を持ったと見ることができる。言い換えれば、半数以上の裁判員が、被害者の罵詈雑言の程度がそれほどひどいとは思えなかったために被害者に有利な判決を下す可能性もあることを示唆している。

それでは、これらのエラーは通訳者の通訳スキル不足が原因で生じたのだろうか。通訳人の役割を担った人たちは、いずれも通訳訓練も受けており、法廷専門の通訳者ではないにしろ一人はプロとして通訳業務にあたっている。彼らのエラーの原因が通訳力の不足とは一概に断定できない。では、対面通訳の場で通訳パフォーマンスに影響を与えるものは何だろうか。この点についてポライトネスモデルを用いて社会言語学的な観点から考察してみたい。

4. 考察：ポライトネスモデルとグライスの協調の原則

Brown & Levinson (1987) はポライトネスを普遍的現象 (universal phenomena) ととらえている。Goody (1978a:12 in Brown & Levinson, 1987) は1978年の同書初版の序で「ポライトネスは進化論的な意味で人間の社会的営みとその知性にとっての基本である」⁹(p.1)とさえ述べている。ポライトネスには、ネガティブポライトネス(自己の領域と自己の行動の自由を守りたい)というものと、ポジティブポライトネス(他者からの評価と他者による受容を得たい)という両面があり、この欲求を脅かすものがFTAである。このFTAにも無意識的なものと意識的なものの両面がある。無意識的なものは人の社会的規範に組み込まれているのに対して、意識的なものはコミュニケーション・イベントに応じて使い分ける戦略的なものである。一般に人は、このフェイスが脅かされたとき、フェイスの侵害を補償することでフェイスを保持しようとする方略を取ると考えられる。

Brown & Levinson (1987) はFTAの度合いを、以下のような式で表している。

$$W_x = D(S,H) + P(H,S) + R_x$$

W_x:フェイス侵害の度合い (Degree of FTA)

D: 距離 (Distance)

P: 支配力 (Power)

R_x: 文化内でのFTAの負荷度 (Ranking of imposition)

H: 聞き手 (Hearer)

S: 話し手 (Speaker)

(Brown & Levinson, 1987: 76)

本模擬法廷で通訳者が話している相手は、直接的には証人ではなく裁判長、裁判員、検察官などであり、間接的には傍聴人である。つまり、通訳人は話し手ではなく聞き手を意識して話しているといつてよい。そこで、上記のFTAの度合いを求める式を

本模擬法廷での相互行為に当てはめると、「スラングのような汚い言葉を言う」という行為の Wx すなわち FTA の度合いは、話し手(通訳人)と聞き手(主として裁判長、裁判員、検察官、二次的には傍聴人を含むその他の同席者)との距離(物理的な距離ではなく、社会的な距離や親しさであり、この模擬法廷ではその距離は大)と、支配力(通訳人と主たる聞き手との間の支配関係すなわち対等かどうかという観点からすると、大)と、文化内での負荷度(舞台は日本であり厳粛なる法廷という状況を考えればこれも大)の和で表すことができる。つまり FTA の度合いはかなりの大きさであるといえる。従ってこのフェイス侵害を補完するポライトネス方略も同様に大きくなると思われる。

Grice (1989) が論じる以下の協調の原則は、会話などの参加者が暗黙の了解として守ろうとするものである。

グライスの協調の原則 (Principle of Cooperation: CP)

1. 量 (Quantity) = 情報は必要なだけ出せ、必要以上のことは言うな
2. 質 (Quality) = 間違ったことや根拠のないことは言うな
3. 関係 (Relation) = 関係があることを言え
4. 作法 (Manner) = 明瞭に話せ、簡潔に言え、曖昧さや多義性は排除しろ。

(Grice, P. 1989: 26-31)

対面通訳業務にあたる通訳者は Grice の協調の原則に似た通訳者としての倫理観を常に意識しながら通訳にあたっている。さらに、対人配慮であるポライトネスも意識している。しかし同じ対面通訳の場であっても法廷通訳人は、発話者が誰なのかや発話者と自分の立場、発話の場面や状況に左右されることなくただ述べられたことを過不足なく率直かつ明瞭に伝えることとされている。いわば対人配慮ゼロが求められる場で通訳業務にあたっているわけであり、そこでは通常の対面相互行為に埋め込まれている協調の原則が成立しない。

Lakoff (2004) は Grice の協調の原則について「会話のルールが成り立つのはそれが丁寧さのルールと衝突する可能性がない場合、または丁寧な会話の必要性が感じられない純粋に情報伝達的な状況であり、話し手と聞き手が個人的感情について伝達したい度合いが少なければ少ないほど、会話のルールが効果を発揮する」(p.94) としている。この主張は、ポライトネスを丁寧さの面からのみとらえている点に問題があるものの、本稿の主張に当てはまる部分もある。

すなわち、本稿で取り上げている模擬証人尋問の場面は、厳粛な法廷審理といういわば非日常の中にあつては「一般市民の仲間内のスラング言葉という極端な日常」が生じていたのであり、その部分だけがいびつな形で浮かび上がっているのである。法廷審理の場がすべて専門的かつ権威的で制度的な場であるとはいえず、被告人質問や証人尋問での証言は参加者の日常がむき出しの言葉で語られる場なのである。

¹⁰ 一般に通訳者にとっての通常に通訳対象は「オレ」と「オマエ」の個人的感情のやりとりの世界ではなく、個人の信条・信念・思考・主義主張も含めた公の場での情報伝達状況なのでありそこは会話のルールが成立している世界である。これに対して、本模擬法廷での通訳人は、法廷という非日常の世界にぽっかりと生じた極端な日常の象徴とも言えるスラング言葉を訳すという特殊な FTA 状況に置かれていたわけである。

Lakoff (ibid.) のいうポライトネスの3つの目的である、I. 礼節 (Formality)、II. 敬意 (Deference)、III. 親愛 (Camaraderie) (p.88) のうち、IとIIが併存し、IIIが相容れない形で入り込んでいる¹¹。ポライトネスが社会的存在としての人間の本能的なものとなれば、対人配慮ゼロを貫き通すことは人間の本能や人間性に反する行為とも言えるのではないだろうか。

本稿では、法廷での審理というある特殊なコミュニカティブ・イベントにおいて通訳者が人間として一般に取るだろうと思われるポライトネス方略に着目する。例えば、「汚い言葉を言う必要がある」というような状況では、男女を問わず、自分の口からそのような言葉を発することに対して嫌悪感を覚える。それゆえに、直接あるいは間接的に回避、拒絶しようとする行為は人として自然な行動であると考えられる。「汚い言葉を言う」ことは通訳人にとって自分のポジティブフェイスを脅かすと同時に相手のネガティブフェイスを脅かすことになる。だから回避したい、しかしそれでは通訳者の倫理に反する (Grice の言葉で言えば「量の原則」を破ることと同等) ことになる。当然通訳者は認識するものと思われる。そこで、回避せずに訳出する代わりに、FTAになる部分を全部訳さずにほのめかす、ぼかす、弱めるというポライトネスのオフ・レコード方略を使い自己のフェイスを保つと同時に量のマキシムを担保しようとするわけである¹²。Brown & Levinson (1987) は話し手自身や聞き手のポジティブフェイス、ネガティブフェイスを脅かす行為として、40あまりあげているが、その中に、相手のポジティブフェイスを脅かすものとして、「乱暴な感情を表す」、「関連性のないことを言う」、「タブートピックスを言う」、「論議を呼ぶような話題を切り出す」、「あからさまに非協力的にする」などが本稿に関連がある。

本模擬法廷の通訳人はスラング表現が自身の発話ではないにもかかわらず、一般に通訳者が職業上自然にそうになってしまうように、まるで自身の発話のように受け止め、抵抗感を感じている。同時通訳の場合のように仕切られたブースがない対面通訳の状況であれば、これらをそのままに訳すことは通訳者にとって非常に大きな FTA となるのではないかと考える。本模擬法廷の通訳人にとって証言中の罵詈雑言をそのままの口調で訳すことは、自分自身のフェイスを脅かす行為となるため心理的な抵抗感が強かったのではないかと推測される。しかしまったく訳さないという選択や丁寧言葉で訳すという選択をすれば、Grice の公理を破ることになるため、そのような事態も避けたかっただと推測される。そこで、フェイス侵害を軽減するため、スラングの発話はすべては訳さず、まとめて編集し、罵詈雑言の程度をトーンダウンさせあからさまな FTA を行う

ことを回避したと考えられる。

4. パイロットリサーチとの比較

模擬法廷に先立って、チームはプロ通訳訓練を受けている成人の学習者 31 名を被験者とするパイロットリサーチを行った。実験は、簡単な状況説明の後、被験者全員が CD にあらかじめ録音された証言を 1 回だけ聞き取り、筆記通訳するという方法で行った。その通訳例を例 3 にあげる。

例 3

- 1 怒鳴っていた男は酔っていて、デイブに向かって「売女の息子め！見てろよ、首をへし折ってやる」と言っていました。
- 2 男はかなり酔っているようで、「くそ、ばかやろう、ケツを蹴るぞ、首を折るぞ」と怒鳴っていた。
- 3 叫んでいる奴はかなり酔っ払っていて、デイブに面と向かってこう言ったんだ。「このばかやろう、くそやろう、首の骨をへし折ってやる！！」
- 4 そいつがデイブに近づいて行って、「何やってんだ、お前。お前の首根っこをへし折ってやるぞ！」と言ったんだ。
- 5 その男は酔っているようで、デイブに向かって叫んでいました。「くそやろう。くたばりやがれ。思い知らせてやる。お前の首をへし折ってやる。」
- 6 その男は酔っ払っていたようで、彼を見て、「くそやろう。売女の息子。お前の首をへしってやる。」というような下品でののしるような言葉を吐いていました。
- 7 怒鳴りつけているヤツは、デーブに向かって言った。たぶん、めちゃくちゃ酔っ払っていたんだろう。「このばか、早く出て行け。さもなきゃ、首ねっこ、とつつかまえて放り出すぞ。」
- 8 デーブは酔っていて、相手に怒鳴っていた。「このやろー。お前なんか、けたおして、首の骨をへしおってやるー。」と怒鳴っていた。
- 9 その男は「このやろう、死ね。首をへし折るぞ。」なんてことを Dave に言った。酔ってたね。

この結果から、筆記通訳でのスラングの訳出について模擬法廷とはやや異なる興味深い現象が確認された。被験者の多くがスラング部分の訳出にてこずりながらも、被害者の口汚さをできるだけ忠実に表そうとする姿勢がうかがわれる。被験者は主として会議通訳者養成校の受講生であり、実力的にはプロに近いといえるかもしれないが、日常的に会議通訳や法廷通訳業務に携わっているわけではない。本模擬法廷の通訳人と単純に比較することはできないし、ここにあげた日本語訳が果たして原発言と同等の効果を発するのか否かの問題もあるものの、それでもこの筆記通訳例と上述の口頭通訳例を比較すれば、筆記通訳例のほうが圧倒的にスラング表現を訳し出している。口頭で訳すことに比べ、筆記する場合は目の前に聞き手が具体的にいるわけではなく、

実際に法廷に立っているわけでもないため、場の FTA の度合いが低く、自分のポジティブフェイスを保つ必要性も低かったからではないかと考えられる。

結論

法廷言語分析チームが行った模擬裁判により、被害者の発した卑語の回数、言葉遣いの激さの程度を通訳者がどのように訳すかによって裁判員の心証形成に影響が及ぶことが示唆された。2名の通訳者のスラング部分の通訳プロダクトにはいずれも訳の脱落、編集が見られたのと同時に、通訳者自身の逡巡を示すフィルターが挟み込まれていた。これにより意味論的な等価性が維持されていないと同時に語用論的等価性が維持されず発話の効果が弱められるという二重の弱化が起き、原発言の発話内の力が失われていることが確認された。このような語用論上のエラーの原因をポライトネスモデルを用いて分析した。スラング交じりの発話が突然出てくれば通訳人のポジティブフェイスが脅かされるためオフ・レコード方略が取られ、全部は訳さず編集してあからさまな FTA を回避するという補償的な行動を取ったことが推測される。模擬裁判後の裁判員役の人たちのコメントでは大半が被害者に有利な印象を持ったことが示された。これは被害者の罵詈雑言の程度を弱化して表現された通訳を聞いた場合、被害者に有利な判断を下す可能性もあることを意味する。言い換えれば、訳し方によっては通訳者がクッションのように発話のインパクトを吸収し、さらに自己判断によるフィルターをかけることにより、聞き手の判断に影響を及ぼす可能性があることを示唆している。本模擬法廷の通訳人はスラング部分の訳出に関する限り、意識的かどうかに関わらず、ステークホルダーとして参与し、裁判員の心証形成に影響を及ぼしたと見ることができる。

以上、本模擬法廷の問題点を言語学的な見地から論じてきた。序論でも述べたように、これまで、法廷通訳において語用論的側面の等価性を維持することの難しさはあまり注目されてこなかった。特に日本においては法廷通訳に関する研究は、語用論はもとより実証的なデータに基づく言語学研究でさえほとんど行われていないといっよい。今後、さらにこうした面に着目した研究に取り組む必要があると思われる。同時に、本研究が、法廷通訳に携わる実務家や法律の専門家の方々にとって、より良い法廷のありかたや法廷通訳教育への応用を考える上でのヒントになればと望む。

著者紹介：中村幸子（NAKAMURA, Sachiko）愛知学院大学文学部准教授。会議通訳者。MSc in Teaching English for Specific Purposes (Aston University, U.K.)。研究分野は通訳論、通訳教育、社会言語学、コーパス言語学等。主な論文は、“Comparison of Features of Texts Translated by Professional and Learner Translators” 2008（『翻訳研究への招待』第2号日本通訳学会翻訳研究分科会）など。また著書として『Common Situations for Training Modern

Interpreters』(浅野輝子・中村幸子共著) 2008年南雲堂フェニックス。

連絡先: nakamus@dpc.agu.ac.jp

【註】

- 1) 法のある側面は発話行為 (speech act) と密接に関係がある。「脅し」と「警告」の違いを発話行為論を用いて説明するような研究はなされてきた (例えば Searle, 1969)。しかし、ここで重要なのは実際の法廷では「警告」が「脅し」と解釈されれば有罪とされる可能性が生じる点である。従って発話行為論だけでなく法廷相互行為を社会言語学的な観点から論じる必要があると筆者は考える。
- 2) Goffman (1967) によれば 'face' は losing face (面目を失う、顔をつぶす) や saving face (面目を保つ) といった意味として 1876 年にはじめて中国語の面子の訳として使われて以来、広く用いられてきたとのことである。
- 3) 同書ではスラング表現の通訳について、以下のように記述されている。On another occasion, a woman interpreter was on duty when one of those concentration camp guards was on the stand, who was an animal. He used the most incredibly filthy, derogatory language you could imagine. The interpreter refused to use such a language and rendered sentences like "You just had to piss on the Jews" (auf die Juden pissen) with softer expression such as "You just had to ignore the Jews."
- 4) 現状では司法通訳人の採用基準について明確に成文化されたものはない。裁判所が発行する「司法通訳人募集パンフレット」や裁判所のホームページ「What's 司法通訳」で公開されている文書では「通訳人候補者となるために、資格は特に必要ありません。ただ、高いレベルの通訳能力が必要であることは言うまでもありませんから、裁判所では、語学検定のほか、留学や民間での通訳の経験などを参考にしています。」と記載されている。さらに、法廷通訳人として選定されるためには、候補者は(1)まず法廷の傍聴を行い報告書を提出する、(2)裁判官による面接を受ける、(3)面接の結果通訳人としての適性を備えていると認められれば刑事手続の流れや法律用語、通訳を行うに当たっての一般的な注意事項などの説明を受ける、(4)希望すれば通訳人候補者として名簿に登載される、という手続きを経て事件の性質・内容・通訳の難しさ・候補者自身の通訳能力などに応じて適切な人が通訳人に選任される、という流れになる。そのほか、通訳人候補者の経験や意欲に応じて、「法廷通訳セミナー」、「法廷通訳研修」や「法廷通訳フォローアップセミナー」なども設けられているが参加が義務付けられているわけではない。このように、現状では通訳能力を測るスクリーニングは行われてはいない。従って、もし仮に本模擬法廷の通訳人を選定するに当たって通訳能力試験等で厳密に選定した場合、逆に現実の法廷での実情とは乖離してしまう危険性が生じる。
- 5) 本模擬裁判は、通訳が裁判員の印象へ与える影響をテーマとしており、一般から公募した裁判員役の 6 名以外は、実際は參與人としてではなく模擬法廷主催者として記録

係等の役割を与えられてその場に着席していただけであり、それらへの通訳の影響は分析対象から除外している。また裁判員裁判では臨席裁判官 2 名と弁護人も法廷に参加するが、本模擬法廷ではそれらは参加していないため、やはり分析対象とはしていない。

- 6) Hymes (1962) は もう少し大きな発話単位を *speech event* (発話の出来事、発話の事象) と呼び、吉田 (2007) は動的に変化する法廷相互行為というコミュニケーションのイベントを「出来事モデル」を用いて説明している。本稿では *speech event* の中のある特定のイベントであるスラング混じりの発話を取り上げている。
- 7) 会話分析 (Conversation Analysis) で用いられる転記手法。本稿では代表的な Jefferson system (Sacks, H., E. A. Schegloff and G. Jefferson, 1974) に沿っている。
- 8) この状況で男女ともに通訳人がみせたぎこちなさは決して Lakoff が言うところの女性に特有の婉曲表現や垣根表現の例であるとは言えない。
- 9) Goody (1978a:12) notes how the phenomena we review below seem to require an enormously complex kind of reflective reasoning about other agents' desires, and she suggest that this reasoning, with its roots in interpersonal ritual, 'may be fundamental in an evolutionary sense to social life and human intelligence.'
- 10) 法廷通訳では、あらかじめ用意された冒頭陳述などの書面を読む行為の通訳を「手続通訳」、証人尋問や被告人質問などの通訳を「証言通訳」と区別している。
- 11) Lakoff は I と III は互いに排除しあうため、同時に行使できないとしている。
- 12) Leech (1983) は話し手が Grice の協調の原則を逸脱する理由としてポライトネス方略が作用しているからだとしている。例えば、人は失礼なことを表現するときにはできるだけ小さく表そうとする方略を使う、とされている。

【参考文献】

- Austin, J.L. (1975). *How to do things with words. (Second Edition)*. Cambridge: Harvard University Press.
- Brown, P. and S.C. Levinson (1987). *Politeness: Some universals in language usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bucholtz, M. (Ed.) *Language and Woman's Place: Text and Commentaries*. Oxford: Oxford University Press.
- Goffman, E. (1967). *Interaction ritual: essays on face-to-face behaviour*. Garden City, New York: Doubleday.
- Goody, E.N. (1978a). Introduction to *Questions and politeness*. In E. Goody. (ed.), 1-16.
- Goody, E. N. (Ed.) (1978). *Questions and politeness: Strategies in social interaction*, Cambridge, England: Cambridge University Press.
- Gaiba, F. (1998). *The Origins of Simultaneous Interpretation*. Ottawa: University of Ottawa Press.
- Grice, H. P. (1989). *Studies in the way of words*. Cambridge: Harvard University Press.
- Gumperz, J. & D. Hymes (Eds.). (1972). *Directions in Sociolinguistics*. New York: Holt, Rinehart

and Winston.

- Hale, S. (1999). Interpreters' treatment of discourse markers in courtroom questions. *Forensic Linguistics*, 6 (1): 57-82.
- Hymes, D. (1972). Models of the Interaction of Language and Social Life. In J. Gumperz and D. Hymes (Eds.), 35-71.
- Lakoff, R. (2004). Language and Woman's Place. In M. Bucholtz. (Ed.), 39-102.
- Leech, G. N. (1983). *Principles of pragmatics*. London: Longman.
- Sacks, H., E. A. Schegloff and G. Jefferson. (1974) A Simplest Systematics for the Organization of Turn-Taking for Conversation. *Language*. Vol. 50 (4): 696-735.
- Saville-Troike, M. (1989). *The Ethnography of Communication (Second Edition)*. Oxford: Blackwell.
- Searle, J.R. (1969). *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Stubbs, M. (1996). *Text and Corpus Analysis*. Oxford: Blackwell.
- Yule, G. (1996). *Pragmatics*. Oxford: Oxford University Press.
- 水野真木子 (1995) 「司法通訳資格認定制度の可能性について」『ジュリスト』 1078号: 100-105.
- 吉田理加 (2007) 「法廷相互行為を通訳する～法廷通訳人の役割再考」『通訳研究』 No. 7: 19-38.

【その他の引用】

- リーダーズ・プラス英和辞典 (2005) 研究社
- 裁判所ウェブサイト: 「What's 法廷通訳」 http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/1703_2.html

<資料>

裁判員へのアンケート (当てはまるものにチェックを入れて下さい。)

1. 被告人の証言内容は信用できると思いますか。
(非常に信用できる ほぼ信用できる どちらともいえない
あまり信用できない まったく信用できない)
被告人の証言や態度のどの部分からそう思いましたか。

2. 検察官の問に対して被告人の答えがかみ合っていないと感じましたか。

はい いいえ

「はい」の場合、具体的にどの部分でそう感じましたか。

3. この被告人質問の内容から、被告人は、有罪か、無罪かどちらだと思いますか。

有罪 無罪

理由をお書きください。

4. 通訳人が違うと印象が違いましたか。どの点でそう思ったか、お書きください。

印象は変わらない 違う印象を持った

「違う」と答えた場合、どのように違いましたか

5. もし自分が実際に通訳付きの裁判に裁判員として参加するとしたら、どういう点に気をつけるべきだと思いますか。

6. 何か気づいたこと、気になったこと、こうした方がよい、と思ったことなどがありましたら、自由に記入してください。

